



コロナ禍での出産・子育てを応援します！

令和4年度

山形県出産支援給付金

山形県では、出産・子育ての経済的負担を軽減し、幸せな子育て環境を整備するため、「山形県出産支援給付金」の給付を行っています。



対象世帯

山形県内の市町村に出生後最初の住民登録がされた新生児がいる世帯

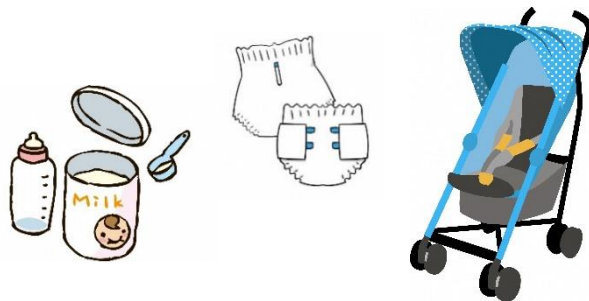
給付金額

新生児1名につき、58,000円

給付手続き

給付金はお住まいの市町村を通じて給付されます。

給付手続きの方法・時期等は市町村によって異なりますが、上記「対象世帯」に該当する世帯には、お住まいの市町村からご案内(郵送でのご連絡、出生届受付窓口での申請書の交付など)いたします。



- ※ 本給付金は、給付金の申請前に死亡した新生児及び死産(妊娠満12週以後の死児の出産)についても対象となります。
- ※ 本給付金は、一時所得として課税の対象となります(ただし、一時所得については、50万円の特別控除が適用されます)。
- ※ その他、制度の詳細につきましては、下記までお問合せください。

お問い合わせ先

山形県しあわせ子育て政策課 TEL 023-630-2668 FAX 023-632-8238
E-mail ykosodate@pref.yamagata.jp

